

## 令和5年度第6回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時	令和6年2月14日（水）午後1時15分開会（午後2時18分終了）
場 所	小平市役所5階 504会議室
出席者	会長及び委員14名、計15名（欠席者2名）
議 題	1 令和5年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算について 2 令和6年度小平市国民健康保険事業特別会計予算（案）について 3 第三期小平市国民健康保険データヘルス計画及び第四期小平市国民健康保険特定健康診査等実施計画について 4 その他 ・国民健康保険税の課税限度額の見直し及び軽減判定所得の見直し（令和6年度税制改正大綱関連）について
傍聴者	1名

### [主な質疑等]

#### 議題1 令和5年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算について

委 員 : 資料1①にその他一般会計繰入金の増と記載があるが、法定外の繰入金のことだという認識でよいか。

事務局 : 御認識のとおりである。

会 長 : 被保険者数ほどの程度減る見込みか。

事務局 : 令和5年度当初予算時では37,000人程度を見込んでいたが、令和6年1月末時点では、35,500人程度と見込んでいる。

会 長 : 被保険者数が減った主な理由は何か。

事務局 : 75歳に到達し後期高齢者医療制度に移行した被保険者が多いこと、令和4年10月に被用者保険の適用拡大を受け、被用者保険に移行した被保険者が多いことが挙げられる。

#### 議題2 令和6年度小平市国民健康保険事業特別会計予算（案）について

委 員 : 令和5年度当初予算では、その他一般会計繰入金が15億2,755万2千円だったが、令和6年度は国民健康保険税の税率が引き上げされるにも関わらず、17億8,346万8千円となっており、2億5,000万円以上増加している。被保険者数が減ったことのほか、何か大きな理由はあるか。

事務局 : 被用者保険への加入等による被保険者数の減が大きいですが、被保険者1人当たりの税負担を令和4年度と令和5年度で比較すると、2,400円程度減っており、所得の落ち込みも大きな影響の一つであると捉えている。被保険者数の減、所得の落ち込みによる税収の不足については、小平市に限らず26市共通の課題となっている。

会 長 : そのような傾向は今後も続いていくか。今後の見通しがあれば伺いたい。

事務局 : 被保険者数については、令和6年10月から被用者保険の適用が101人以上から51人以上の企業等へとさらに拡大されるため、影響があると見込んでいる。令和4年度のデータでは、300人程度の被保険者が10月、11月頃に被用者保険に移行しており、影響が顕著にみられた。所得状況については7月の当初賦課で税額が把握できるため、全体としてどれぐらいの影響があるかについては現段階ではまだ捉えられていない。

会 長 : 当初予算では徴収率をどれぐらいで想定しているか。

事務局 : 令和6年度の当初予算は現年度分で92%、滞納繰越分で28%、併せて全体としては85%で計上している。

会 長 : 令和5年度の最終的な徴収率はどれぐらいで見込んでいるか。

事務局 : 決算見込みでは現年度分が95.5%、滞納繰越分が31.8%、全体としては88.5%程度で見込んでいる。

委 員 : 令和6年度の税率改定は答申した額よりも減額される結果となったが、今年度、小平市以外にもそのような事例はあったか。

事務局 : 改定率を変えた、答申した結果が否決されたという事例は把握していない。過去に、新型コロナウイルス感染症の影響で、立川市が1度、答申を受けたものを議会に上程しなかったということは伺っているが、運営協議会の中で、特段の事情が起こった際は答申を見送るというような附帯的な意見があったものと伺っている。

委 員 : 被用者保険の加入者は自分の保険料を加入している保険者に納付して、さらに自分で納めた、本来であれば福祉や教育などといった行政施策に充当されるべき租税が国保会計に繰り入れられている。このような状況が常態化していることは被用者保険の加入者には申し訳なく思うので、事あるごとに市議会に説明して行ってほしい。

事務局 : 被用者保険の方が二重払いの状態であることは問題であると考えている。法定外の一般会計繰入金は、市の全体の事業で使うべきであるというところは説明

している。

委員 : 高額療養費は昨年の予算より1億円近く減っているが、新しい保険適用、高度医療等で医療費が上がると新聞記事で拝見した。被保険者数の減が高額療養費の予算減の要因になっていると思うが、医療費が増加となる要因も加味されて計上されているか。

事務局 : 令和5年度の予算は多めに見積もっていたため、今年度の予算と比較すると令和6年度の予算が少し下がっているということになるが、令和4年度の決算比では被保険者数の減も見越してマイナス0.1%としており、十分足りる金額を計上したと考えている。

委員 : 参考資料3「1人当たり保険料額の比較」について、23区では税率が高く、法定外繰入金なしで運営している区がでてきているため、一人当たり保険料額が高いことは理解できるが、以前の会議で挙げた八王子市や東大和市は小平市より低い水準となっている。その理由について伺いたい。

事務局 : 参考資料3は事業費納付金を62区市町村が東京都全体でどういう割合で払っていくかを示す表である。事業費納付金は各区市町村の被保険者数や被保険者の所得、医療費等が係数化され、算出されるものであるため、被保険者の所得が高い23区は比較的金額が高くなっているものと捉えている。  
前回の会議で提示した資料は、一人当たりのその他一般会計繰入金を示したものであったため、今回の一人当たりの事業費納付金を払うための保険料額とは基準が異なる。

### **議題3 第三期小平市国民健康保険データヘルス計画及び第四期小平市国民健康保険特定健康診査等実施計画について**

委員 : 保健事業の目標設定の中で、特定健康診査受診勧奨とあり、新規対象者と未受診者の受診率を上げると書かれているが、現在の特定健診の受診率全体ではどれぐらいか。

事務局 : 令和4年度の受診率は44.3%である。

委員 : 目標設定についてパーセンテージや数値があるが、現行の計画と比較して違いはあるか。

事務局 : 現行計画において目標設定の数値に達していないことから、踏襲している部分がある。また、令和3年2月に行った中間評価のタイミングで数値の改善を行っている。

#### 議題4 その他（国民健康保険税の課税限度額の見直し及び軽減判定所得の見直し（令和6年度税制改正大綱関連）について）

事務局：1点目、令和5年12月22日に、令和6年度税制改正の大綱が閣議決定され、低所得者の軽減措置の拡充として、軽減判定基準の所得基準を引き上げることと課税限度額の引き上げが示された。国民健康保険税の5割軽減については、均等割額の軽減判定の所得基準額について、被保険者一人当たりの加算額を、現行の29万円から29万5千円に引き上げ、2割軽減については、現行の53万5千円から54万5千円に引き上げる。関係政令の改正時期が、令和6年3月下旬になる見込みであり、条例改正は、専決処分にて4月1日からの施行を検討している。また、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税限度額を22万円から24万円に引き上げる条例改正は、令和6年度6月定例会に提出する予定であり、次回の令和6年4月の運営協議会で、諮問を予定している。

2点目、国からマイナンバーカードの保険証利用促進が示されており、配布したリーフレットは国が作成したもので、保険年金課窓口で配布している。

委員：国民健康保険税の課税限度額の見直し及び軽減判定所得の見直しが施行されると、どのような影響が出ると予測しているか。

事務局：課税限度額の見直しは限度額が上がるため、1,000万円弱程度、税収が増えるの見込んでいます。一方、低所得者の軽減判定所得の見直しは軽減を受けられる世帯が増えるため、300万円～400万円程度、税収が減ると見込んでいます。

会長：課税限度額の見直し、軽減判定所得の見直しはそれぞれいつから適用されるか。

事務局：軽減判定所得の見直しについては、被保険者の負担が減る部分になるため、専決処分として4月1日からの適用を予定している。課税限度額の見直しは、被保険者の負担が増える部分になるため、運営協議会で意見をいただいて市議会に上程し、審議をお願いする流れとなる。例年、国からは課税限度額と軽減判定所得の見直しは併せて示されるが、小平市においては課税限度額の見直しは一年遅れて対応している。

会長：マイナ保険証の普及状況は。

事務局：令和5年11月に把握した数値では、被保険者数35,516人の内、マイナ保険証の登録者数は17,241人で、割合は48.5%となっている。実際に医療機関でマイナンバーカードを保険証として使用した割合は、令和5年11月診療分で5%程度となっている。

以上